

川 広 発 第 1 号
平成30年4月24日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 星野 隆男 様
同 関 裕通 様
同 石橋 俊伸 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果に対する措置について

平成29年12月25日執行の市長室定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

① 広報課の契約事務について

委託契約及び賃貸借契約の事務において、入札を執行すべきところを見積合せで契約を締結していたり、随意契約を締結するに当たっての根拠法令の適用に誤りが見受けられたりしたので、地方自治法施行令に基づき執行されたい。

講じた措置の内容

指摘を受けた事項につきましては、「地方自治法施行令第167条」に基づき適正に処理いたしました。

